**平成２３年（フ）第５２６号**
札幌市南区南沢３条２丁目16番20―104号
債務者　黒崎　明雄
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第５４４号**
札幌市東区北50条東６丁目３番13号
債務者　新保　佳恵
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第５６７号**
札幌市厚別区厚別南４丁目４番24号　１階
債務者　笹森　和久
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６６２号**
北海道石狩市花川南１条６丁目158番地
シャーメゾンエクレール花川Ⅰ　101号
債務者　工藤　幸江
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６８１号**
札幌市中央区南15条西６丁目３番６号　グランステージ南15条205号
債務者　森　　喬敏
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６８６号**
札幌市西区平和２条７丁目11番26号　和興一ビル303号
債務者　野澤　達也
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７０６号**
札幌市豊平区中の島２条１丁目２番16―101号
債務者　大口　良太
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７８５号**
札幌市白石区東札幌４条５丁目１番17―205号
債務者　菊地　美樹
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７９２号**
札幌市厚別区上野幌３条１丁目１番２―301号
債務者　浅香　修史
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７９３号**
札幌市北区北36条西７丁目２番18号　コートセラ麻生101号
債務者　高坂　憲昭
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７９４号**
札幌市北区北36条西７丁目２番18号　コートセラ麻生101号
債務者　高坂東洋子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８９４号**
札幌市西区八軒９条西１丁目４番８―406号
債務者　松村　辰美（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第９０９号**
北海道石狩市花畔２条１丁目190番地
債務者　葛野　満芳
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８７号**
群馬県甘楽郡甘楽町大字秋畑4041番地１
債務者　田村とも子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第１０８号**
群馬県高崎市京目町58番地１　メイプルガーデン２―Ｂ号
債務者　小海　博文
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第１３０号**
静岡県伊豆市修善寺278番地の２
債務者　日高　　功
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３６号**
静岡県熱海市紅葉ガ丘町20番２号高橋アパート103
債務者　室井　真弓
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係